

# 別府市移住応援給付金交付要綱

制定 令和4年 6月28日  
別府市告示第313号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住の促進を図るため、予算の定めるところにより、移住応援給付事業として別府市移住応援給付金(以下「給付金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から別府市に転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の卒業による転入は除く。
- (2) 定住 転出又は転居をすることなく将来にわたって市内の一の場所(次条第4号イに該当する者にあつては、転出をすることなく将来にわたって市内)に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる移住者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 移住の理由が職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の卒業による帰郷でないこと。
- (2) 令和4年4月1日以降に転入したこと。
- (3) 給付金の交付申請時において、定住する意思を有していること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 別府市空き家バンク実施要綱(平成27年別府市告示第247号)第3条第3項に定める登録物件に居住している者であること。

イ 別表に定める分野を主たる業とアーティスト又はクリエイターであつて、市長が認める者であること。

- (5) 国、別府市以外の地方自治体等から移住に関する補助金等及び別府

市移住支援金交付要綱（令和2年別府市告示第184号）に定める移住支援金の交付を受けた者又は、交付を受ける者でないこと。

(6) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）でないこと。

(7) 市区町村税を滞納していないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。

（給付金の交付申請）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入の日から1年以内に別府市移住応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第4号に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類  
（同号イに該当する者にあつては、実績を確認できるもの）

(2) 本人確認ができる書類

(3) 世帯員全員が記載されている住民票の写し

(4) 市区町村税の完納証明書

（給付金の交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、給付金の交付の適否を審査の上、適当であると認めるときは、給付金の交付を決定し、別府市移住応援給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の交付請求等）

第7条 前条の規定により給付金の交付決定を受けた者は、給付金の交付を請求しようとするときは、別府市移住応援給付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があつた場合は、速やかに給付金を交付するものとする。

（給付金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、給付金の交付決定を受けた者が第1号から第3号までの

いずれかに該当する場合は交付決定の全部を、第4号に該当する場合は交付決定の一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 給付金の交付申請日から1年以内に主たる業を辞めた場合（第3条第4号イに該当する者に限る。） 全額
- (3) 給付金の交付申請日から3年未満に別府市から転出した場合 全額
- (4) 給付金の交付申請日から3年以上5年未満に別府市から転出した場合 半額

2 前項の場合において、市長は、給付金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に給付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、申請者が第3条に規定する要件を満たしているか又は前条第1項各号のいずれにも該当していないかを確認するために必要があると認める場合は、当該申請者に対して報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 分類 | 分野 | 事業例 |
|----|----|-----|
|----|----|-----|

|        |            |   |
|--------|------------|---|
| アーティスト | 芸術活動       | 美術、舞台芸術、音楽その他市長が認める事業                                 |
| クリエイター | 映像・コンテンツ制作 | 映像制作全般、ゲーム・アプリケーション制作、WEB制作、メディア業、写真、出版、編集その他市長が認める事業 |
|        | デザイン       | グラフィック、プロダクト、WEBデザイン、ファッションその他市長が認める事業                |

様式第1号（第5条関係）

別府市長                      あて

申請年月日      年      月      日

別府市移住応援給付金交付申請書

別府市移住応援給付金交付要綱に基づき、移住応援給付金の交付を申請します。

1 申請者

|         |   |      |                 |
|---------|---|------|-----------------|
| フリガナ    |   | 生年月日 | 年      月      日 |
| 氏名      |   | 電話番号 |                 |
| 住所      | 〒 |      |                 |
| メールアドレス |   |      |                 |

2 移住応援給付金の内容（該当する欄の□にチェックをしてください）

- 空き家バンク利活用者
- アーティスト又はクリエイター

3 誓約・同意事項（該当する場合は欄の□にチェックをしてください）

- 別紙1「別府市移住応援給付金交付申請に関する誓約事項」を確認の上、誓約します。
- 別紙2「別府市移住応援給付事業に係る個人情報の取扱い」を確認の上、同意します。
- 申請日から5年以上継続して、別府市に居住する意思があります。

※ 3 の誓約・同意事項の全てにチェックが入らない場合は、別府市移住  
応援給付金の支給対象となりません。

#### 4 転入元の住所

|    |   |
|----|---|
| 住所 | 〒 |
|----|---|

#### 添付書類

- (1) 誓約書 様式第 1 号 (別紙 1)
- (2) 個人情報の取扱い 様式第 1 号 (別紙 2)
- (3) 空き家バンクに居住すること、若しくはアーティスト又はクリエイターであることを証明するもの
- (4) 本人確認ができる書類
- (5) 世帯全員が記載されている住民票

様式第1号（別紙1）

別府市移住応援給付金申請に関する誓約事項

- 1 別府市が大分県と共同して行う移住応援給付事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び別府市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住が、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入及びその他これらに類する転入ではありません。
- 3 私及び世帯を構成する世帯員全員は、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）ではありません。
- 4 国、別府市以外の地方自治体等から移住に関する補助金等、及び別府市移住支援金交付要綱に定める移住支援金の交付を受けておらず、今後とも交付を受ける予定はありません。
- 5 以下の場合には、別府市移住応援給付金交付要綱に基づき、移住応援給付金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住応援給付金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - (2) 移住応援給付金の申請日から3年未満に別府市以外の市区町村に転出した場合 全額
  - (3) 移住応援給付金の申請日から3年以上5年未満に別府市以外の市区町村に転出した場合 半額
  - (4) アーティスト又はクリエイターにあっては、移住応援給付金の申請日から1年以内に移住応援給付金の要件を満たす職を辞した場合 全額

## 様式第1号（別紙2）

### 別府市移住応援給付事業に係る個人情報の取扱い

大分県及び別府市は、別府市移住応援給付事業の実施に際して得た個人情報について、大分県及び別府市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、大分県及び別府市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、市区町村（別府市の関係課を含む。）に当該個人情報を提供し、又は当該個人情報について確認する場合があります

第 号  
年 月 日

様

別府市長

印

別府市移住応援給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました別府市移住応援給付金について、別府市移住応援給付金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知いたします。

記

- 1 給付金交付決定額 金 円
- 2 交付しない理由

（備考）

- 1 別府市は、別府市移住応援給付金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住応援給付金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - ・申請日から3年未満に県外へ転出した場合 全額
  - ・申請日から1年以内に主たる業を辞めた場合（アーティスト又はクリエイターに限る。） 全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に県外へ転出した場合 半額
- 2 別府市は、別府市移住応援給付金交付要綱の規定に基づき、別府市移住応援給付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、前項に定める返還請求を行う場合があります。

様式第3号（第7条関係）

### 別府市移住応援給付金交付請求書

年 月 日

別府市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった別府市移住応援給付金の交付を受けたいので、別府市移住応援給付金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

|                 |   |       |  |
|-----------------|---|-------|--|
| 金融機関コード         |   | 支店コード |  |
| 金融機関名           |   | 支店名   |  |
| 種目              | <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 |       |  |
| 口座番号            |   |       |  |
| (フリガナ)<br>口座名義人 |   |       |  |